段階又は当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職を占めていたことがある場合を除く。）には、第二十五条から前条まで、規則一一―四（職員の身分保障）第七条、第八条及び第十条並びに規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）第五条、第六条及び第十四条の規定によるほか、次に掲げる要件（昇任等させようとする官職が特定幹部職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあっては、第二号及び第三号に掲げる要件）を満たさなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

第四節　条件付任用

（条件付任用としない者）

第三十二条　法第五十九条第一項の人事院規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一　かつて職員として正式に採用されていた者で引き続き特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に就いたもののうち、引き続きこれらの職に現に正式に就いている者（これらの職のうち、一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）又は国派遣職員

二　法第六十条の二第一項に規定する年齢六十年以上退職者（同項の規定により採用される者に限る。）

三　前二号に掲げるもののほか、人事院が定める者

（削る）

（条件付任用の終了）

第三十二条の二　条件付任用期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、職員の採用及び昇任は、正式のものとなる。

（非常勤職員の採用の方法）

第四十六条　非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下同じ。）の採用は、第二章第二節の規定にかかわらず、面接、経歴評定その他の適宜の方法による能力の実証を経て行うことができる。ただし、期間業務職員を採用する場合におけるこの項の規定の適用については、「、経歴評定」とあるのは、「及び経歴評定」とする。

2　（略）

（非常勤職員の昇任等の方法）

第四十七条　（略）

2　（略）

3　非常勤職員の他の非常勤官職（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を除く。以下同じ。）への昇任等は、第二章第三節の規定によらないで行うことができる。この場合においては、第四十六条第一項の規定に準じて、必要な能力の実証を行うものとする。

段階又は当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職を占めていたことがある場合を除く。）には、第二十五条から前条まで並びに規則一一―四（職員の身分保障）第七条、第八条及び第十条の規定によるほか、次に掲げる要件（昇任等させようとする官職が特定幹部職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあっては、第二号及び第三号に掲げる要件）を満たさなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

第四節　条件付任用期間

（条件付任用期間）

第三十二条　職員の採用又は昇任は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その採用又は昇任の日から起算して六月間条件付のものとする。

一　特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者又は国派遣職員を採用する場合で、条件付のものとしないものとして人事院が定める場合

二　法第八十一条の四第一項に規定する定年退職者等を同項又は法第八十一条の五第一項の規定により採用する場合

（新設）

2　前項の条件付任用期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、職員の採用又は昇任は、正式のものとなる。

（新設）

（非常勤職員の採用の方法）

第四十六条　非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下同じ。）の採用は、第二章第二節の規定にかかわらず、面接、経歴評定その他の適宜の方法による能力の実証を経て行うことができる。ただし、期間業務職員を採用する場合におけるこの項の規定の適用については、「、経歴評定」とあるのは、「及び経歴評定」とする。

2　（略）

（非常勤職員の昇任等の方法）

第四十七条　（略）

2　（略）

3　非常勤職員の他の非常勤官職（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を除く。以下同じ。）への昇任等は、第二章第三節の規定によらないで行うことができる。この場合においては、第四十六条第一項の規定に準じて、必要な能力の実証を行うものとする。